

昭和三十二年法律第六百六十七号

放射性同位元素等の規制に関する法律  
目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可（第三条—第十二条）	第三章 表示付認証機器等（第十二条の二—第十二条の七）
第四章 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務等（第十二条の八—第三十三条の三）	第五章 放射線取扱主任者等（第三十四条—登録認証機関等（第三十九条—第四十一条の四十六））	第六章 許可届出使用者等の責務（第三十八条の四）
第七章 第一章 総則（目的）	第八章 雜則（第四十二条—第五十条）	第九章 罰則（第五十一条—第六十一条）
第十章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等（第六十二条—第六十六条）	附則	

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取り扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取り扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。（定義）	第二条 この法律において「放射性同位元素」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。	第三条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいりん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。	第四条 この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
第二条 この法律において「放射性同位元素」とは、その代表者の氏名	第三条 この法律において「放射性同位元素」とは、その代表者の氏名	第四条 この法律において「放射性同位元素」とは、その代表者の氏名	第五条 この法律において「放射性同位元素」とは、その代表者の氏名
第三条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいりん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。	第四条 この法律において「放射性同位元素」とは、その代表者の氏名	第五条 この法律において「放射性同位元素」とは、その代表者の氏名	第六条 この法律において「放射性同位元素」とは、その代表者の氏名
第四条 放射性同位元素及び放射性汚染物を廃棄する施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備	第五条 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造、設備及び貯藏能力	第六条 放射性同位元素及び放射性汚染物を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備	第七条 放射性同位元素及び放射性汚染物を廃棄する施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

第一条 総則（第一項の放射性同位元素以外の機器）	第二条 放射性同位元素の使用をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。（表示付認証機器を業として販売し、又は賃貸する者については、この限りでない。）
第二条 放射性同位元素の業の届出	第三条の二 前条第一項の放射性同位元素以外の機器を業として販売し、又は賃貸している機器をいう。
第三条の二 前条第一項の放射性同位元素以外の機器を業として販売し、又は賃貸している機器をいう。	第四条 放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。（表示付認証機器を業として販売し、又は賃貸する者については、この限りでない。）
第四条 放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。（表示付認証機器を業として販売し、又は賃貸する者については、この限りでない。）	第五条 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。
第五条 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。	第六条 放射性同位元素及び放射性汚染物を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備



時間に係るもの(除く。)について、原子力規制委員会又は登録認証機関の認証(以下「特定設計認証」という。)を受けることができる。

- 3 設計認証又は特定設計認証を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない。
  - 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 2 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
  - 3 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量

前項の申請書には、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件(特定設計認証の申請にあつては、年間使用時間に係るもの)を除く。次条第一項及び第十二条の六において同じ。)を記載した書面、放射性同位元素装備機器の構造図その他の原子力規制委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

**第十二条の三** 原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があつた場合において、当該申請に係る設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ原子力規制委員会規則で定める放射線に係る安全性の確保のための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。

2 原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証のための審査に当たり、認証又は特定設計認証のための審査に当たり、認証又は特定設計認証のための審査に係る検査の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。  
(設計合致義務等)

#### 第十二条の四 設計認証又は特定設計認証を受けた者(以下「認証機器製造者等」という。)は、当該設計認証又は特定設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合においては、設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 認証機器製造者等は、当該設計認証又は特定設計認証に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の放射性同位元素装備機器について検査を行い、原子力規制委員会規則で定めどころにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

#### (認証機器の表示等)

**第十二条の五** 認証機器製造者等は、前条第二項の規定による検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器(以下この条において「認証機器」という。)又は同項の規定による検査により特定設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器(以下この条において「特定認証機器」という。)に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定めた認証機器又は特定認証機器である旨の表示を付することができる。

2 前項の規定による表示が付された認証機器(以下「表示付認証機器」という。)以外の放射性同位元素装備機器には、同項の認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第一項の規定による表示が付された特定認証機器(以下「表示付特定認証機器」という。)以外の放射性同位元素装備機器には、同項の特定認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

**第十二条の六** 表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器の番号をいう。(当該設計認証又は特定設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件(以下「認証条件」という。)これを廃棄しようとする場合にあつては第十九条第五項に規定する他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

**第十二条の七** 原子力規制委員会は、認証機器製造者等が次の各号のいずれかに該当するときには、当該設計認証又は特定設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合においては、設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致するようにならなければならぬ。  
(設計合致義務等)

2 第十二条の四、第十二条の五第一項若しくは第三項又は前条の規定に違反したときは、当該設計認証又は特定設計認証に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の放射性同位元素装備機器について検査を行い、原子力規制委員会規則で定めどころにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

必要な限度において、当該不正又は違反に係る放射性同位元素装備機器の回収その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

**第四章 届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務等**

**第十二条の八** 特定許可使用者(放射性同位元素(密封された放射性同位元素であつて、その構造、使用状況等からみて放射線障害のおそれがあるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の使用をする許可使用者(貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設(以下「使用施設等」という。)を設置したとき、又は第十一条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯藏能力の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該使用施設等について原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等の使用をしてはならない。

**第十二条の九** 特定許可使用者は、使用施設等(埋設地(その附属設備を含む。以下同じ。)である廃棄施設を除く。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

**第十二条の十** 特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録定期確認機関」という。)の確認(以下「定期確認」といふ。)を受けなければならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下「廃棄物詰替施設等」という。)を設置したとき、又は第十二条第二項の許可を受けて廃棄物詰替施設等の位置、構造若しくは設備の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該使用施設等について原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等の使用をしてはならない。

3 前二項の規定による検査(以下「定期検査」という。)は、当該使用施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

**第十二条の十一** 第二十条第一項及び第二項の原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録定期確認機関」という。)の確認(以下「定期確認」といふ。)を受けなければならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設等又は廃棄施設(埋設地(その附属設備を含む。以下同じ。)である廃棄施設を除く。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

3 前二項の規定による検査(以下「定期検査」という。)は、当該使用施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

**第十二条の十二** 第二十五条第一項又は第三項の帳簿が、その結果について同条第三項の記録が作成され、保存されていること。

2 第二十五条第一項又は第三項の帳簿が、その結果について同条第三項の記録が作成され、保存されていること。

3 第四項の原子力規制委員会規則で定めるところにより保存されていること。

2 第十二条の手段により設計認証等を受けたときは、当該設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致した後でなければ、当該廃棄物詰替施設等の使用をしてはならない。

3 前二項の規定による検査(以下「施設検査」という。)において、使用施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可又は第十条第二项若しくは第十一条第二項の変更の許可で定められた号から第三号までの技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を原子力規制委員会規則で定める技術上

の基準に適合するよう維持しなければならない。

3 許可廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備

を保存しなければならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設等又は廃棄施設(埋設地(その附属設備を含む。以下同じ。)である廃棄施設を除く。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

3 前二項の規定による検査(以下「定期検査」という。)は、当該使用施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

**第十二条の十三** 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を原子力規制委員会規則で定める技術上

の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を原子力規制委員会規則で定める技術上

の基準に適合するよう維持しなければならない。

3 許可廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄





(工場等の外において運搬する場合における特定放射性同位元素の防護のために講すべき措置等)

**第二十五条の五** 許可届出使用者等が特定放射性同位元素を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)における第十八条の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項中「放射線障害の防止」であるのは「放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護」と、同条第五項及び第六項中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」と、同条第八項中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護する」と、同条第十九項中「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護する」とする。

#### 第二十五条の六 (取決めの締結)

許可届出使用者、届出販売業者、届出貨物業者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素を工場又は事業所の外において運搬する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、運搬が開始される前に、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者を明らかにし、当該特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の原子力規制委員会規則で定める事項について発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

#### (特定放射性同位元素に係る報告)

許可届出使用者、届出販売業者、届出貨物業者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素について譲受け又は譲渡しをしたとき、その他の原子力規制委員会規則で定めるときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その数量、年月日、相手方の氏名又は名称及び住所その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会に報告しなければならない。

#### (特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練)

##### 第二十五条の八 (許可届出使用者及び許可廃棄業者)

者は、特定放射性同位元素を取り扱う場合においては、第二十二条に規定するもののほか、特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素防護規程の周知を図るほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な教育及び訓練を施さなければならぬ。

##### 第二十五条の九 (特定放射性同位元素の防護に関する記帳義務)

者、届出販売業者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素を取り扱う場合においては、第二十五条に規定するもののほか、原子力規制委員会規則で定めるとところにより、保存しなければならない。(許可の取消し等)

#### 六 第十三条第一項又は第三項の規定による命令に違反した場合

##### 七 第十四条第一項又は第三項の規定による命令に違反した場合

令に違反した場合

八 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項第二項、第十八条第一項又は第十九条第一項第二項、第十九条第三項、第十八条第四項又は第十九条第三項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合

九 第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条第三項第二項、第十八条第四項又は第十九条第三項第二項、第十八条第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合

十 第十八条第二項又は第十九条の二第一項の規定に違反した場合

十一 第二十条、第二十三条、第二十四条又は第二十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した場合

十二 第二十五条の三第一項又は第二十五条の六第一項の規定に違反した場合

十三 第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した場合

十四 第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

十五 前条の規定に違反した場合

十六 第二十九条第一号若しくは第五号又は第三十条第一号若しくは第四号の規定に違反した場合

十七 第三十四条第一項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定に違反した場合

十八 第三十八条の規定による命令に違反した場合

十九 第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定に違反した場合

二十 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十一 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十二 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十三 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十四 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十五 第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十六 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

#### 三 第十四条第二項の規定による命令に違反した場合

##### 四 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項第二項、第十八条第二項、第十九条第二項、第十七条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合

項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合

五 第十五条第二項、第十八条第二項、第十九条第三項第二項、第十八条第四項又は第十九条第三項第四項又は第十九条の二第一項の規定に違反した場合

六 第十六条第三項、第十八条第二項、第十九条第四項又は第十九条の二第一項の規定に違反した場合

七 第二十条、第二十三条、第二十四条又は第二十五条第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反した場合

八 第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した場合

九 第二十二条、第二十三条、第二十四条又は第二十五条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令に違反した場合

十 第二十五条第一項又は第二十五条の六第一項の規定に違反した場合

十一 第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した場合

十二 第二十九条第二号から第四号まで又は第三十条第二号若しくは第三号の規定に違反した場合

十三 第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

十四 第二十九条第二号から第四号まで又は第三十条第二号若しくは第三号の規定に違反した場合

十五 第二十九条第二号から第四号まで又は第三十条第二号若しくは第三号の規定に違反した場合

十六 第二十九条第二号から第四号まで又は第三十条第二号若しくは第三号の規定に違反した場合

十七 第三十四条第一項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定に違反した場合

十八 第三十八条の規定による命令に違反した場合

十九 第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十一 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十二 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十三 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十四 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十五 第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

二十六 第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した場合

存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。

許可廃棄業者である法人の合併の場合（許可廃棄業者である法人と許可廃棄業者でない法人などが合併する場合において、許可廃棄業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係るすべての放射性元素及び放射性汚染物並びに廃棄物詰替施設等を、一体として承継させる場合に限る。）において、同一の規制委員会の認可合併によって、原生力規制委員会の認可合併によって、原生力規制委員会の認可

3 計合併又は分離について原子力規制委員会の意見をうけたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人は、許可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人は、許可を受ける。可廃棄業者の地位を承継する。

認可に、第五条、第七条及び第八条の規定は前項の認可について準用する。この場合において、第五条中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、第一項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と、前項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとす

4 届出使用者である法人の合併の場合（届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての放射性同位元素及び放射性汚染物並びに貯蔵施設を一体として承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに貯蔵施設を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。

5 表示付認証機器届出使用者である法人の合併の場合（表示付認証機器届出使用者である法人

と表示付認証機器届出使用者でない法人とが合併する場合において、表示付認証機器届出使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該届出に係るすべての表示付認証機器を承継させる場合に限る。)において、合

併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該表示付認証機器を承継した法人は、表示付認証機器届出使用者の地位を承継することができる。

○ 届出販売業者である法人の合併の場合（届出販売業者である法人と届出販売業者でない法人とが合併する場合において、届出販売業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合

合（当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出販売業者の地位を承継することができる。

届出賃貸業者である法人の合併の場合（届出賃貸業者である法人と届出賃貸業者でない法人とが合併する場合において、届出賃貸業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出賃貸業者の地位を承継することができる。

第四項から前項までの規定により届出使用者者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者の地位を承継した法人は、承継の日から三十日以内に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

**(許可廃棄業者の相続)**  
**第二十六條の三** 許可廃棄業者（廃棄物埋設のみを行ふ者に限る。以下この条において同じ。）について相続があつたときは、相続人は、許可廃棄業者の地位を承継する。  
前項の規定により許可廃棄業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

第五条 第七条及び第八条の規定は、前項の

第三十一条 第二項及第十一項の規定による場合に於ける前項の  
許可について準用する。  
第一項の許可を受けて許可廃棄業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替設置等を譲り受けた者は、当該廃棄物埋設地に係る許可廃棄業者の地位を承継する。  
(使用の廃止等の届出)

**第二十七条** 第二十六条第一項に規定する場合を除き、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。以下この条において同じ。）がその許可又は届出に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者がその業を廃止したときは、その

許可届出使用者、届出販売業者、届出貸賃業者又は許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めることにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可是、その効力を失う。

3 許可届出使用者、届出販売業者、届出貸賃業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出貸賃業者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第三項の規定による承継がなかつたときは、その相続人若しくは相続人に代わ

つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物、使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等を承継した法人は、原子力規制委員会規則で定めるところによれば、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。  
(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等)  
**第二十八条** 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は前条第一項若しくは第三項(第七項の規定により適用する場合を含む。)の規定により

届出をしなければならない者（以下「許可取消使用者等」という。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の収集等の原子力規制委員会規則

則で決算書の廃止の他の廃止に付する規制委員会規則で定める措置を講じなければならない。  
許可取消使用者等は、前項の措置を講じようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会に届け出なければならない。  
許可取消使用者等は、前項の規定により届け出と遙に割合十倍以上更にうつ下るときは、

出た廢止措置計画を変更したこととするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

け出た廃止措置計画（前項の規定による変更の届出又は同項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、その変更後のもの）に従つて第一項の措置を講じなければならない。

許可取消使用者等は、廃止措置計画に記載した措置が終了したときは、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨及びその講じた措置の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない。

原子力規制委員会は、許可取消使用者等の講じた措置が適切でないと認めるときは、許可取消使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

使用者 表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に係るものは、第一項の規定により講すべき措置が完了するまでの間は、政令で定めるところにより、それぞれ許可届出使用者、表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなして、第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三から第二十五条の七まで、第二十五条の九、前条第三項、次条第八号、第三十一条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十二条の二から第三十三条の三まで、第三十八条の

二から第三十八条の四まで、第四十二条、第四十三条の二、第四十八条の二並びに別表第三から別表第五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十六条第三項中「許可届出使用者」とあるのは「許可届出使用者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」により許可届出使用者とみなされる者を除く。」と、第十九条第四項及び第五項中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその譲り受け、若しくは借り受けける場合は、第二十条から第二十三条まで）」とあるのは「第十六条及び第十七条」と、「使用、保管」とあるのは「保管」と、前条第三項中「分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつたときは」とあるのは「分割をしたときは」と、次条第八号中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（前条第七項の規定により許可届出使用者、届出廃棄業者とみなされる者を除く。）」にと、第三十条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」と、第三十三条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第八号の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第八号の規定を適用する場合における第三十条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）」の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

8

前項の規定により第二十四条及び第三十三条の規定を適用する場合における第三十条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第八号の規定を適用する場合における第三十条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）」の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」とする。（譲渡し、譲受け等の制限）

**第二十九条** 放射性同位元素（表示付認証機器等に装備されているもの）を除く。以下この条において同じ。」は、次の各号のいずれかに該当する場合

放射性同位元素（表示付認証機器等に装備しているもの）を除く。以下この条において同じ。」は、次の各号のいずれかに該当する場合

二から第三十八条の四まで、第四十二条、第四十三条の二、第四十八条の二並びに別表第三から別表第五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十六条第三項中「許可届出使用者」とあるのは「許可届出使用者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」により許可届出使用者とみなされる者を除く。」と、第十九条第四項及び第五項中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその譲り受け、若しくは借り受けける場合は、第二十条から第二十三条まで）」とあるのは「第十六条及び第十七条」と、「使用、保管」とあるのは「保管」と、前条第三項中「分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつたときは」とあるのは「分割をしたときは」と、次条第八号中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（前条第七項の規定により許可届出使用者、届出廃棄業者とみなされる者を除く。）」にと、第三十条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」と、第三十三条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）」の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）」の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」とする。（譲渡し、譲受け等の制限）

8

前項の規定により第二十四条及び第三十三条の規定を適用する場合における第三十条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第八号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）」の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又是第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」とする。（譲渡し、譲受け等の制限）

**第二十九条** 放射性同位元素（表示付認証機器等に装備しているもの）を除く。以下この条において同じ。」は、次の各号のいずれかに該当する場合

放射性同位元素（表示付認証機器等に装備しているもの）を除く。以下この条において同じ。」は、次の各号のいずれかに該当する場合

貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

二 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、又は許可届出使用者又は許可廃棄業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡す場合

三 届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、又は許可届出使用者、他の届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けける場合

四 届出貨貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けける場合

五 届出販売業者が許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは他の許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその譲り受け、若しくは借り受けける場合

六 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者がその譲り受け、若しくは借り受けける場合は、譲り受け、若しくは借り受けける場合

七 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売、貨貸若しくは廃棄の業を廃止した日には廃棄業者に譲り渡す場合

八 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の販売又は廃棄の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、所持する場合

九 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の販売又は廃棄の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、所持する場合

十 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可使用者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした日に所持する場合

十一 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

十二 前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

（海洋投棄の制限）

三 届出販売業者は届出貨貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合

四 許可廃棄業者がその許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

五 表示付認証機器等について認証条件に従つた使用、保管又は運搬をする場合

六 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者がその譲り受け、若しくは借り受けける場合は、譲り受け、若しくは借り受けける場合

七 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は廃棄の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、所持する場合

八 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の販売又は廃棄の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、所持する場合

九 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可使用者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした日に所持する場合

十 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした日に所持する場合

（海洋投棄の制限）

三 届出販売業者は届出貨貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合

四 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された放射性同位元素の範囲内で所持する場合

射性同位元素を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、輸出し、又は許可届出使

用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡す場合

又は次の各号のいずれかに該当する場合のほか、所持してはならない。

一 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された放射性同位元素をその許可証に記載された場合のほか、所持してはならない。

二 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

三 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

四 前項の「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄するこ

二 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物若しくは船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄の目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から

一 前各号に掲げる者から放射性同位元素の取扱いをさせてはならない。

二 心身の障害により放射線障害の防止のため必要な措置（特定放射性同位元素の取扱いをさせる場合にあつては、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のため必要な措置）を適切に講ずることができない者と

三 何人も、前項各号のいずれかに該当する者に

四 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

五 資本金の額が五百万元未満の者

六 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

七 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

八 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

九 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十一 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十二 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十三 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十四 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十五 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十六 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十七 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十八 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

十九 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十一 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十二 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十三 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十四 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十五 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十六 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十七 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十八 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

二十九 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十一 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十二 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十三 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十四 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十五 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十六 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合

三十七 本法第二十一条第一項に規定する者と同一の者で、前項各号に該当する者は、前項の規定により免許を受けた場合



2 物貯蔵施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄線取扱主任者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するために対する指示に従わなければならぬ。

3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者は、放射線障害の防止に関して、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(放射線取扱主任者定期講習)

**第三十六条の二** 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者のうち原子力規制委員会規則で定めるものは、放射線取扱主任者に、原子力規制委員会規則で定める期間ごとに、原子力規制委員会の登録を受けた者（以下「登録放射線取扱主任者定期講習機関」という。）が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習（以下「放射線取扱主任者定期講習」という。）を受けさせなければならない。

2 放射線取扱主任者定期講習は、原子力規制委員会規則で定める課目について行う。

3 前項に定めるもののほか、放射線取扱主任者定期講習の受講手続その他の実施細目は、原子力規制委員会規則で定める。

(研修の指示)

**第三十六条の三** 原子力規制委員会は、放射線障害の防止のために必要があると認めるときは、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に對し、期間を定めて、放射線取扱主任者に原子力規制委員会の行う研修を受けさせれるよう指示することができる。

2 前項の指示を受けた許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、当該指示に係る期間内に、その選任した放射線取扱主任者に研修を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるものほか、研修の課目その他研修について必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(放射線取扱主任者の代理者)

**第三十七条** 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行なうことができる期間中放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物を廃棄しようと

するときは、その職務を代行させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理者の資格に準用する。

許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線取扱主任者の代理者を選任したときは、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

(解任命令)

**第三十八条** 原子力規制委員会は、放射線取扱主任者又はその代理者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。

(特定放射性同位元素防護管理者)

**第三十九条の二** 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、第二十五条の三第一項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素の取扱いの知識その他について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者たちから、特定放射性同位元素防護管理者を選任しなければならない。

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前項の規定により特定放射性同位元素防護管理者を選任したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、選任した日から三十日以内その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。これを解任したときは、同様とする。

(準用)

同位元素の防護」と、「放射線取扱主任者定期講習」とあるのは、「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」と、第三十六条第二項中「放射線障害予防規程」とあるのは、「特定放射性同位元素防護規程」と、第三十六条第二項中「受けた者（以下「登録放射線取扱主任者定期講習機関」という。）とあるのは、「受けた者」と、第三十七条第一項中「放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性汚染物質を廃棄しよう」とあるのは、「放射性同位元素若しくは放射性汚染物質を廃棄しよう」とあるのは、「特定放射性同位元素を取り扱おう」と、同条第二項中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十八条の二第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的説明は、政令で定める。

いて、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。

イ ロ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務（放射線障害の防止に関するものに限る。以下この章において同じ。）に從事した経験を有するもの。

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に從事した経験を有するもの。

二 イ からハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。

イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に從事した経験を有するもの。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第四





素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの。

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験をするもの。

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

ホ 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者

ヘ ハに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二イからハまでに掲げる条件のいずれか及びニ又はホに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任運搬物確認員（登録申請者（その者が法人である場合については、その役員）又はその職員であるものに限る。）が運搬物確認の管理を行うものであること。

イ 運搬物確認員の業務（放射線障害の防止のために必要な措置の確認に関するものに限る。）に五年以上従事した経験を有する者

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するものハイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者は、利害関係者の役員又は職員であることを含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める利害關係者の役員又は職員（過去三年間に当該利害關係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

**第四十一条の二十二 第四十一条、第四十二条の二十四** 第四十一条から第四十二条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条第二項第三号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」、と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「登録運搬物確認登録簿」と、同号中「設計認証業務規程」とあるのは「運搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第四十二条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機関登録簿」と、同号中「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「登録運搬物確認登録簿」とあるのは「登録運搬物確認登録簿」とある。（準用）

**第四十一条の二十三 第四十三条の二第二項の登録は、埋設確認に関する業務（以下「埋設確認業務」とあるのは「埋設確認委員会規則で定める方法」とあるのは「運搬物確認業務（以下単に「運搬物確認業務」という。）」と、第四十二条の三第二項中の「運搬物確認」とあるのは「運搬物確認業務」とあるのは「運搬物確認業務（以下単に「運搬物確認業務」という。）」と、第四十二条の三第一項の登録は、濃度確認に関する業務（以下「濃度確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。）**

**第四十一条の二十四 第四十一条から第四十二条の二十四までの規定は、第十九条の二第二項の登録は、埋設確認に関する業務（以下「埋設確認業務」とあるのは「埋設確認委員会規則で定める方法」とあるのは「運搬物確認業務」とあるのは「運搬物確認業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「設計認証員」とあるのは「主任設計認証員」と、「設計認証業務」とあるのは「主任濃度確認員」と、「設計認証機関」とあるのは「登録濃度確認機関」と、「設計認証登録簿」と同項第三号中「設計認証業務」と、「設計認証員等」とあるのは「濃度確認員等」と、「第四十二条第一項第三号中「別表第一」と、「第四十二条第一項第三号中「別表第五」と、同項第二項中「登録濃度確認登録簿」とあるのは「登録濃度確認登録簿」と、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十二条の二十五に規定する濃度確認業務（以下単に「濃度確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。）**

**第四十一条の二十九 第四十二条の二十四までの規定は、第十九条の二第二項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十二条第二項第三号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「埋設確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「登録試験機関の登録」**

八 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 債務超過の状態ないこと。

**第四十一条の二十八 原子力規制委員会は、前条（準用）** 第四十二条第二項中「登録認証業務（以下単に「埋設確認業務」といふ。）と、同項第二項中「登録埋設確認機関登録簿」とあるのは「登録埋設確認機関登録簿」と、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十二条第一項第三号中「別表第一」と、「第四十二条第一項第三号中「別表第四」と、同項第二項中「登録埋設確認機関登録簿」とあるのは「登録埋設確認機関登録簿」とある。（登録の要件等）

九 登録申請者は、「登録埋設確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「埋設確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「埋設確認員等」とある。（登録の要件等）

一〇 債務超過の状態ないこと。

**第四十一条の二十九 第四十二条の二十四までの規定は、第十九条の二第二項の登録は、試験業務（試験に関する秘密の保持及び試験の合規の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の原子力規制委員会規則で定める試験業務の信頼性の確保のための専任の管理者の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合規の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の原子力規制委員会規則で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。**

一一 試験の信頼性の確保のための専任の管理者は、試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。

一二 試験機関は、第三十五条第九項の試験の実施細目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

**第四十一条の三十 第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条の二及び第四十五条の四から第十四条までの規定は、第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条の十四までの規定は、第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録について準用す**

「一条第二項第三号を除く。」中「設計認証業務」とあるのは、「試験業務」と、「登録認証機関」とあるのは、「登録試験機関」と、「設計認証機関」とあるのは、「試験業務規程」とあるのは、「試験業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは、「試験簿」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは、「第四十二条の二十四までの規定は、第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十二条第二項第三号を除く。）中「設計認証業務」とあるのは、「資格講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは、「登録資格講習機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは、「資格講習業務」と、「登録認証等のための審査」とあるのは、「資格講習」と、「第四十二条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは、「登録資格講習機関登録簿」と、「設計認証員等」とあり、同条第一項中「設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）」と、第四十二条の八の見出し並びに同条第二項及び第三項中「設計認証員又は主任設計認証員等」とあり、「登録認証機関登録簿」と、「登録資格講習機関登録簿」とあるのは、「登録資格講習機関登録簿」と、「設計認証員」とあるのは、「試験委員」と、「第四十二条の十中「第四十二条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十二条の二十八各号のいずれか」と、「第四十二条の十一中「第四十二条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十二条の二十九」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第四十条の三十一** 第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録は、資格講習の実施に関する業務（以下「資格講習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。（登録の要件等）  
**第四十一条の三十二** 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する業務（以下「資格講習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。（登録の要件等）  
**第四十二条の三十三** 登録資格講習機関は、第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める課目について、資格講習を行うこと。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識と。イ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの口 イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を有する者と同一のこと。

三 債務超過の状態ないこと。  
**第四十三条の三十三** 登録資格講習機関は、第三十五条第九項の資格講習の実施細目に従い、公正に資格講習を実施しなければならない。

**第四十二条の三十四** 第四十一条、第四十二条第二項、第四十二条の二及び第四十二条の四から第十四条までの規定は、第三十五条第二項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十二条第二項第三号を除く。）中「設計認証業務」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、「設計認証機関」とあるのは、「登録試験機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、「設計認証等のための審査」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、「設計認証員等」とあり、「登録認証機関登録簿」と、「登録資格講習機関登録簿」と、「登録資格講習機関登録簿」と、「設計認証員」とあるのは、「試験委員」と、「第四十二条の十中「第四十二条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十二条の二十八各号のいずれか」と、「第四十二条の十一中「第四十二条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十二条の二十九」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第四十二条の三十五** 第三十六条の二第一項の登録は、放射線取扱主任者定期講習の実施に関する業務（以下「放射線取扱主任者定期講習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。（登録の要件等）  
**第四十二条の三十六** 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する業務（以下「放射線取扱主任者定期講習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。（登録の要件等）  
**第四十二条の三十七** 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、第三十六条の二第二項の登録は、放射線取扱主任者定期講習の実施に関する料金その他原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。（業務の休廃止）  
**第四十二条の三十八** 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法、放射線取扱主任者定期講習業務規程には、放

射線取扱主任者定期講習業務規程には、放射線取扱主任者定期講習業務規程にて定め、放射線取扱主任者定期講習業務の開始前に、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（放射線取扱主任者定期講習業務規程）  
**第四十二条の三十九** 登録放射線取扱主任者定期講習機関は、放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法、放射線取扱主任者定期講習業務規程にて定め、放射線取扱主任者定期講習業務の開始前に、原子力規制委員会に届け出なければならない。（業務の休廃止）  
**第四十二条の四十** 第四十一条、第四十二条第二項、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七、第四十二条の十から第四十二条の十三まで並びに第四十二条の十四第二項及び第三項の規定は、第三十六条の二第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十二条第二項第三号を除く。）中「設計認証業務」とあるのは、「放射線取扱主任者定期講習機関」と、「登録認証機関登録簿」と、「登録放射線取扱主任者定期講習機関」と、「設計認証業務」と、「登録認証機関」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、「登録試験機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、「設計認証等のための審査」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、「設計認証員等」とあり、「登録認証機関登録簿」と、「登録資格講習機関登録簿」と、「登録資格講習機関登録簿」と、「設計認証員」とあるのは、「試験委員」と、「第四十二条の十中「第四十二条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十二条の二十八各号のいずれか」と、「第四十二条の十一中「第四十二条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十二条の二十九」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第四十二条の四十一** 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録は、第三十八条の三において準用する同項に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習（以下単に「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」という。）とあるのは、「第四十二条の三十七」と、第四十二条第二項中「第四十二条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十二条の三十六各号のいずれか」と、「第四十二条の三十九」と、「許可をしたときは」とあるのは、「届出があつたとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録）  
**第四十二条の四十二** 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する課目について、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を行うこと。  
**イ** 特定放射性同位元素防護管理者として選任された者で、その後二年以上特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理する業務に従事した経験を有するもの口 イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と。三 債務超過の状態ないこと。  
**第四十二条の四十三** 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録を受けた者（以下「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習の実施に係る義務）

期講習機関」という。)は、第三十八条の三において準用する第三十六条の「第三項の実施細目に従い、公正に特定放射性同位元素防護管理者定期講習を実施しなければならない。(特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程)

**第四十一条の四十四** 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務に関する規程(次項において「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程」という。)を定め、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の開始前に、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程には、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の実施方法、特定放射性同位元素防護管理者定期講習に関する料金その他原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならぬ。(業務の休廃止)

**第四十一条の四十五** 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(準用)

**第四十一条の四十六** 第四十一条、第四十一条第二項、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の七、第四十一条の十から第四十一条の十三まで並びに第四十一条の十四第二項及び第三項の規定は、第三十八条の三において準用する。この場合において、これらの規定(第四十一条第二項第三号を除く。)中「設計認証業務」とあるのは、「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」とあるのは、「登録認証機関」とあるのは、「設計認証業務」とあるのは、「第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務(以下単に「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」という。)」と、第四

2 第四十二条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会、この法律(国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第三項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第一項、第二項及び第六項の規定)の施行に必要な限度で、原子力規制委員会規則(国土交通省令又は内閣府令で定めるところにより、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む)、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができること)がある。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他必要な試料を収去させることができる。

2 第四十五条 この法律(第三十五条第二項から第四項までを除く。以下この条において同じ。)の規定による登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関若しくは登録資格講習機関の処分又はその不作為について不服がある者は、原子力規制委員会に対し、この法律の規定による登録運搬物法確認機関の処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、原子力規制委員会又は国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用について、それぞれ登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関若しくは登録資格講習機関又は登録運搬方法確認機関の上級行政庁とみなす。

2 第四十四条 原子力規制委員会は、第二十六条の二第一項、第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証を行なうとき、登録埋設確認機関若しくは登録資格講習機関又は登録運搬方法確認機関の上級行政庁とみなす。

2 第四十五条の二 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証を行なったとき。

二 第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項(第

十一)による使用、販売、貸貸又は廃棄の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による立入検査について準用する。

2 第四十三条の二 原子力規制委員会は、この法律(国土交通大臣又は都道府県公安委員会にあつては第十八条第一項、第二項及び第三項の規定による立入検査について準用する。

2 第四十四条 原子力規制委員会は、第二十六条の二第一項、第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証を行なったとき。

二 第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項(第

十一)の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四十一条の四十二各号のいずれか」とと、「第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の四十三」とと読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第八章 雜則**

(報告徴収)

2 第四十二条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会にあつては警察職員に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む)、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの人から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができること)がある。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他必要な試料を収去させることができる。

2 第四十三条の三 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関若しくは登録資格講習機関、登録運搬方法確認機関の上級行政庁とみなす。

2 第四十三条の二 原子力規制委員会は、第二十六条の二第一項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 第四十四条 原子力規制委員会は、第二十六条の二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 第四十五条の二 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証を行なったとき。

二 第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項(第

十一)による使用、販売、貸貸又は廃棄の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による立入検査について準用する。

2 第四十五条の二 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証を行なったとき。

二 第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項(第

十一)による使用、販売、貸貸又は廃棄の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による立入検査について準用する。

2 第四十五条の二 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証を行なったとき。

二 第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項(第



二 第三条第一項本文の許可を受けないで同項規定する放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をした者

三 第二十六条第一項の規定による使用又は廃棄の停止の命令に違反した者

四 第二十六条の四第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けた者

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十九条第四項の規定に違反した者

二 第十九条第二項の規定による許可を受けないで第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一条第二項の規定による許可を受けないで第四条の二第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

四 第十二条の七第二項の規定による命令に違反した者

五 第十二条の八第一項若しくは第二項、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十四条第一項（第三十七条规定する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定に違反した者

六 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項（第二十五条の二第二項及び第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九条第三項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替ええて適用する第十八条第四項の規定による命令に違反した者

七 第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した者

八 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反した者

九 第三十条の二第一項の規定に違反した者（第五十三条の二に規定する者を除く。）

十 第三十二条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三

七 第十二条の十の規定による定期確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第十八条第八項（第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による警察官の停止命令に従わず、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

九 第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十四条又は第三十六条の三第二項の規定に違反した者

十 第二十五条第一項（第二十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項若しくは第三項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第二十五条第四項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十一 第二十五条の七の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第二十五条の八又は第三十八条の三において準用する第三十六条の三第二項の規定に違反した者

十三 第二十五条の九第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十四 第二十七条第一項若しくは第三項若しくは第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第二十八条第二項又は第四項の規定に違反して同条第一項の措置を講じた者

十六 第二十八条第五項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第四十二条第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第四十三条の二第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）又は第二項の規定による立入り、検査若しくは取扱いを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の六（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一

四十一條の四十六において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

**第五十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十二条第一項の規定に違反し、又は同一条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十五条の四第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 第二十五条の大第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第二十六条の二第八項の規定による届出をしなかつた者

五 第三十四条第二項又は第三十七条第三項の規定による届出をしなかつた者

六 正當な理由なく、第三十五条第六項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

七 第三十八条の二第二項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第三項の規定による届出をしなかつた者

**第六十条** 第三十条の二第三項の規定による届出をしなかつた者

一 第三条の二第三項、第三条の三第二項、第四条第三項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をしなかつた者

二 第十条第四項又は第十二条第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一条第三項の規定による届出をしなかつた者

四 第二十五条の四第三項の規定による届出をしなかつた者

五 第二十二条第三項の規定による届出をしなかつた者

**第六十一条** 第五十三条の二の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

**第十章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等**

**第六十二条** 司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は次に掲げる場合には、当該船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。)及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一 第五十二条（第三十条の二第一項に係る部分に限る。）、第五十三条の二、第五十五条（第四十二条第一項及び第三項並びに第四十三条の二第二項及び第二項に係る部分に限る。）又は第五十七条（第三十条の二第一項、第四十二条第一項及び第三項並びに第四十三条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。）の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。）に関するして船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関するして船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

三 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び熊様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第六十三条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めることにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならぬい。

第六十四条 担保金は、主務大臣が保管する。

担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなか

つたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務省令への委任)

**第六十五条** 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。  
(主務大臣等)

**第六十六条** 第六十二条から第六十四条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定めることとする。

附 則 (昭和三三年五月二一日法律第二六二号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和三五年五月一一日法律第七八〇号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)  
3 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けている者で、新法第三条の二第一項に規定する放射性同位元素を使用しているものは、新法の規定の適用については、同項の届出をしたものとみなす。

11 旧法第三十五条第一項の放射線取扱主任者免状は、新法の規定の適用については、新法第三

		十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状とみなす。
13		この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 (昭和三五年八月一〇日法律第一四五号) 抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄	第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
8		この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。
		この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるず、なお従前の例による。
		この法律の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨の法律による改正後の規定にかかるず、なお従前の例による。
		この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
6		この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
		この法律の施行の際現に係属している処分又是裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
7		前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

	附 則 (昭和四五一年七月一日法律第一二二号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。
	附 則 (昭和四七年六月八日法律第五七号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。
	附 則 (昭和五五年五月七日法律第四三号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。
	附 則 (昭和五五年五月一九日法律第五二号) 抄	第一条 この法律は、海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。(経過措置)
	附 則 (昭和五五年五月一九日法律第五二号) 抄	第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。
	附 則 (昭和六二年九月二六日法律第九八号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。
	附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。
	附 則 (平成七年五月一九日法律第九四号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。
	附 則 (平成八年六月一四日法律第八〇号) 抄	第一条 この法律は、施行期日。

	第十二条 第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
	第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	第十四条 この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
	第十五条 附則第二条から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
	第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	第十七条 この法律は、施行期日。
	第十八条 この法律は、施行期日。
	第十九条 この法律は、施行期日。
	第二十条 この法律は、施行期日。
	第二十一条 この法律は、施行期日。
	第二十二条 この法律は、施行期日。
	第二十三条 この法律は、施行期日。
	第二十四条 この法律は、施行期日。
	第二十五条 この法律は、施行期日。
	第二十六条 この法律は、施行期日。
	第二十七条 この法律は、施行期日。
	第二十八条 この法律は、施行期日。
	第二十九条 この法律は、施行期日。
	第三十条 この法律は、施行期日。
	第三十一条 この法律は、施行期日。
	第三十二条 この法律は、施行期日。
	第三十三条 この法律は、施行期日。
	第三十四条 この法律は、施行期日。
	第三十五条 この法律は、施行期日。
	第三十六条 この法律は、施行期日。
	第三十七条 この法律は、施行期日。
	第三十八条 この法律は、施行期日。
	第三十九条 この法律は、施行期日。
	第四十条 この法律は、施行期日。
	第四十一条 この法律は、施行期日。
	第四十二条 この法律は、施行期日。
	第四十三条 この法律は、施行期日。
	第四十四条 この法律は、施行期日。
	第四十五条 この法律は、施行期日。
	第四十六条 この法律は、施行期日。
	第四十七条 この法律は、施行期日。
	第四十八条 この法律は、施行期日。
	第四十九条 この法律は、施行期日。
	第五十条 この法律は、施行期日。
	第五十一条 この法律は、施行期日。
	第五十二条 この法律は、施行期日。
	第五十三条 この法律は、施行期日。
	第五十四条 この法律は、施行期日。
	第五十五条 この法律は、施行期日。
	第五十六条 この法律は、施行期日。
	第五十七条 この法律は、施行期日。
	第五十八条 この法律は、施行期日。
	第五十九条 この法律は、施行期日。
	第六十条 この法律は、施行期日。
	第六十一条 この法律は、施行期日。
	第六十二条 この法律は、施行期日。
	第六十三条 この法律は、施行期日。
	第六十四条 この法律は、施行期日。
	第六十五条 この法律は、施行期日。
	第六十六条 この法律は、施行期日。
	第六十七条 この法律は、施行期日。
	第六十八条 この法律は、施行期日。
	第六十九条 この法律は、施行期日。
	第七十条 この法律は、施行期日。
	第七十一条 この法律は、施行期日。
	第七十二条 この法律は、施行期日。
	第七十三条 この法律は、施行期日。
	第七十四条 この法律は、施行期日。
	第七十五条 この法律は、施行期日。
	第七十六条 この法律は、施行期日。
	第七十七条 この法律は、施行期日。
	第七十八条 この法律は、施行期日。
	第七十九条 この法律は、施行期日。
	第八十条 この法律は、施行期日。
	第八十一条 この法律は、施行期日。
	第八十二条 この法律は、施行期日。
	第八十三条 この法律は、施行期日。
	第八十四条 この法律は、施行期日。
	第八十五条 この法律は、施行期日。
	第八十六条 この法律は、施行期日。
	第八十七条 この法律は、施行期日。
	第八十八条 この法律は、施行期日。
	第八十九条 この法律は、施行期日。
	第九十条 この法律は、施行期日。
	第九十一条 この法律は、施行期日。
	第九十二条 この法律は、施行期日。
	第九十三条 この法律は、施行期日。
	第九十四条 この法律は、施行期日。
	第九十五条 この法律は、施行期日。
	第九十六条 この法律は、施行期日。
	第九十七条 この法律は、施行期日。
	第九十八条 この法律は、施行期日。
	第九十九条 この法律は、施行期日。
	第一百条 この法律は、施行期日。

(施行期日) 第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

(平成一〇年九月二八日法律第一〇号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

## 附 則

(平成一一年七月一六日法律第八七号)

この法律は、平成十一年七月一六日法律第八七号抄(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中地方自治法第二百五十条の次に五条(節名並びに二款及び款名を加える改正規定)(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(公表の日(国等の事務))

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第百六十三条规定に同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後に、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。この法律(第二条及び第三条を除く。)の施行前に規定する第一号法定受託事務とす

(手数料に関する経過措置)

附則第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

附則(平成一一年一二月二二日法律第一二〇号)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則

(平成一一年一二月二二日法律第一二〇号)

この法律(第一号を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

第一条 この法律(第一号を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十七条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十八条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十九条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百六十条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)及び千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

附 則

(平成一一年一二月二二日法律第一二〇号)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則

(平成一一年一二月二二日法律第一二〇号)

この法律(第一号を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

第一条 この法律(第一号を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地

方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

國と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十七条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十八条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十九条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、絏済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百六十条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、絏済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、絏済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



法第三十六条の二第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行なうことができる。新法第四十一条の第五項の規定による検査業務規程の認可、新法第四十一条の十六において準用する同項の規定による検査業務規程の認可、新法第四十一条の二十において準用する同項の規定による運搬方法確認業務規程の認可、新法第四十一条の二十二において準用する同項の規定による運搬方法確認業務規程の認可、新法第四十一条の二十四において準用する同項の規定による埋設確認業務規程の認可、新法第四十一条の二十八において準用する同項の試験業務規程及び新法第四十一条の三十二において準用する同項の規定による資格講習業務規程の認可の申請並びに新法第四十一条の三十六第一項の規定による定期講習業務規程の届出についても、同様とする。

**第十二条** 附則第三条から第六条まで、第八条及び第十条に規定するものほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、新法中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第十四条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

**第二条** 次に掲げる法律の規定についての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から八まで 略  
九 放射性同位元素等による放射線障害の防止  
号) 第四十一条の二十六

**附 則 (平成一七年七月一五日法律第八号)** 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成一九年五月一日法律第三号抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、核によるテロリズムの行為を生ずる日から施行する。

**附 則 (平成二三年五月一〇日法律第三〇号)** 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この法律の施行前にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(第二十八条第一項に規定する者と放性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(次条において「新法」という。)第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条** 新法第三十三条の一第一項の登録を受けようとする者は、この法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(第二十八条第一項に規定する者と放性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(次条において「新法」という。)第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による放射線障害の防止に関する法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧放射線障害防止法」という。)の規定により文部科学大臣がした許可、認証、登録その他の処分又は通知の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、前条による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新放射線障害防止法」という。)の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認証、登録その他の処分又は通知の他の行為とみなす。

**第四条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第五条** 前三条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

**第六条** 政府は、この法律による改正後の規定の施行について検討を加え、必要がある場合は、この法律の施行前ににおける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

3 附則第一号に掲げる規定の施行前に旧放射線障害防止法の規定により文部科学大臣に對して報告届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手續がされていないものについての放射線障害防止法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

4 附則第一号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する旧放射線障害防止法の規定により発せられた文部科学省令は、新放射線障害防止法の相当規定に基づいて発せられた相当の原子力規制委員会規則としての効力を有する。(罰則の適用に関する経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)を除く。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

二 略

三 附則第十六条、第二十条、第三十一条、第三十二条、第五十八条、第六十九条、第九十一条及び第九十六条の規定 平成二十五年四月一日

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第三十二条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に前条による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧放射線障害防止法」という。)の規定により文部科学大臣がした許可、認証、登録その他の処分又は通知の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、前条による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新放射線障害防止法」という。)の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認証、登録その他の処分又は通知の他の行為とみなす。

**第四条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第五条** 前三条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

**第六条** 政府は、この法律による改正後の規定の施行について検討を加え、必要がある場合は、この法律の施行前ににおける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

4 附則第一号に掲げる規定の施行前に旧放射線障害防止法の規定により文部科学大臣に對して報告届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手續がされていないものについての放射線障害防止法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十七条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二五年一月二七日法律第八号)** 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。(その他の経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(处分等の効力)

**第一条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第一百条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第一百一条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第一百二条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第一百三条** この附則に規定するものほか、この法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**附 則** (平成二十五年二月一三日法律第  
一〇三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六  
九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)  
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合は、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起する場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求同項中「特定放射性同位元素の取扱いを開始する前に」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)」の施行

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

二 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

三 附 則

(平成二九年四月一四日法律第一  
五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
三 第四条の規定及び附則第二十三条の規定

一 第六条の規定並びに附則第十三条から第十七条まで及び第二十五条の規定

は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日

おいて読み替えて準用する同法第三十六条の二第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

(処分等の効力)  
第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相続の規定によつてしたものとみなす。

二 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めたものとみなす。

三 附 則

(平成元年六月一四日法律第三  
七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
三 第四条の規定及び附則第二十三条の規定

一 第六条の規定並びに附則第十三条から第十七条まで及び第二十五条の規定

は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日

出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十二条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

(処分等の効力)  
第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相続の規定によつてしたものとみなす。

二 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めたものとみなす。

三 附 則

(平成元年六月一四日法律第三  
七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
三 第四条の規定及び附則第二十三条の規定

一 第六条の規定並びに附則第十三条から第十七条まで及び第二十五条の規定

は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日

討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除  
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす  
る。

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八

号）抄

（施行期日）  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和五年六月七日法律第四七

号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構  
法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以  
下「施行日」という。）から施行する。ただし、  
附則第五条の規定は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の  
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**別表第一（第四十一条関係）**

一 許可届出使用者（設計認証業務、検査業  
務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋  
設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若  
しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共  
団体からの委託に係る業務のためにのみ放射  
性同位元素又は放射線発生装置の使用をする  
者を除く。）  
二 放射性同位元素装備機器を輸入し、販売  
し、又は貸貸する者

**別表第二（第四十一条の十六条、第四十一条の十八  
関係）**

一 特定許可使用  
二 許可廃棄業者  
三 放射性同位元素の製造、販売若しくは貸貸  
又は使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等の  
工事の請負を業とする者であつて、前二号に  
掲げる者と取引上密接な利害関係を有する  
もの

**別表第三（第四十一条の十九の二関係）**

一 許可届出使用者等（設計認証業務、検査業  
務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋  
設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若  
しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共  
団体からの委託に係る業務のためにのみ放射  
性同位元素又は放射線発生装置の使用をする  
者を除く。）  
二 放射性同位元素装備機器を輸入し、販売  
し、又は貸貸する者

**別表第二（第四十一条の十六条、第四十一条の十八  
関係）**

二 放射性同位元素の製造、販売又は賃貸を業  
とする者であつて、前号に掲げる者と取引上  
密接な利害関係を有するもの

### 別表第四（第四十一条の二十四関係）

一 許可届出使用者（設計認証業務、検査業  
務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋  
設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若  
しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共  
団体からの委託に係る業務のためにのみ放射  
性同位元素又は放射線発生装置の使用をする  
者を除く。）

二 許可廃棄業者  
三 廃棄物埋設の工事の請負を業とする者であ  
つて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関  
係を有するもの

### 別表第五（第四十一条の二十六関係）

一 許可届出使用者（設計認証業務、検査業  
務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋  
設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若  
しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共  
団体からの委託に係る業務のためにのみ放射  
性同位元素又は放射線発生装置の使用をする  
者を除く。）、届出販売業者、届出賃貸業者及  
び許可廃棄業者  
二 廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含  
む。）を業とする者であつて、前号に掲げる  
者と取引上密接な利害関係を有するもの